

PCT NEWSLETTER

–日本語抄訳– 2015年4月号 | No. 4/2015

日本語抄訳は、PCT NEWSLETTER（英語版）（www.wipo.int/pct/en/newslett）の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER（英語版）に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照下さい。また、翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

PCT-SAFE の PCT-EASY 機能の廃止（再掲載）

PCT Newsletter 2014年4月号でお知らせしたとおり、2015年7月1日に PCT-SAFE ソフトウェアの PCT-EASY モードを利用する国際出願の提出はできなくなります。当日以降に PCT-EASY（紙形式の国際出願に、文字コード形式で願書及び要約の記述の電子形式の写しを添付した場合）の願書様式で提出される国際出願は紙形式として扱われ、PCT 手数料表の項目 4 (a)に基づく手数料減額は適用されません。

PCT-EASY 出願は 1998 年以来利用され、現在利用されている電子出願制度である ePCT 出願や PCT-SAFE の先駆けとなりました。2003 年においては、PCT-EASY 出願は全 PCT 出願の約 45%を占めていましたが、2014 年には、完全電子形式で提出された出願が 91.3%であるのに対し、全出願の約 2.3%を占めるにとどまりました。

PCT-EASY モードの廃止後、現在 PCT 手数料表の項目 4 (b)、4 (c)、4 (d)に記載されている手数料減額は引き続き適用されます（随時変更されます）。また、当該廃止は PCT-SAFE を利用して電子形式で提出する出願人には影響ありません。なお、通常受理官庁としての米国特許商標庁に提出している出願人に関しては、特別な EFS-Web 機能が PCT-SAFE ソフトウェアに残るため、出願人は“PCT-EASY.zip” ファイルを準備し EFS-Web システムにアップロードすることが引き続き可能です。

しかしながら、今後は ePCT 出願への移行をお勧めいたします。ePCT 出願は現在、下記の受理官庁に対するオンライン出願の利用ができます。

- IB 国際事務局
- AT オーストリア特許庁
- AU オーストラリア特許庁
- BR 国立工業所有権機関（ブラジル）
- CA カナダ知的所有権庁
- CL 国立工業所有権機関（チリ）
- EA ユーラシア特許機構
- EP 欧州特許庁
- FI フィンランド特許登録庁
- IN インド特許庁
- LV ラトビア特許庁
- MY マレーシア知的所有権公社
- NZ ニュージーランド知的所有権庁
- SA サウジ特許庁
- SE スウェーデン特許登録庁
- SG シンガポール知的所有権庁

まもなくさらなる官庁が ePCT 出願の受理を開始することが期待されますが、PCT 締約国の出願人は ePCT を利用して受理官庁としての IB へ PCT 出願をすることも可能です。

ePCT 出願は電子証明書で認証される WIPO ユーザアカウントを必要とする ePCT プライベートサービスの重要な一部分であるため、まだ WIPO ユーザアカウントを持っておらず、ePCT 出願の利用を希望する出願人は、下記の ePCT ポータルにてアカウントの作成をし、WIPO 電子証明書を取得することをお勧めします。

<https://pct.wipo.int/ePCT>

ePCT ポータルのショートカットリストにある“Try ePCT in DEMO mode” (ePCT デモ版) のリンクからデモ出願も可能です。

ePCT 出願に関する詳細は下記リンク先の ePCT ガイドラインをご覧ください。

http://www.wipo.int/pct/en/epct/pdf/epct_filing_guidelines.pdf

ePCT システムの新しいバージョンに関する情報は下記をご参照下さい。

ePCT 最新情報

ePCT の新しいバージョンのリリース – 10 言語対応ユーザインターフェイス

英語限定であった最初のパイロット版の導入後、2015 年 4 月 16 日より、ePCT ユーザインターフェイスが PCT における国際公開の他の 9 言語、アラビア語、中国語、仏語、独語、日本語、韓国語、ポルトガル語、ロシア語、スペイン語で利用可能になりました。当インターフェイスは英語以外の言語が主要な国々での ePCT システムの利用増加に大きく貢献するでしょう。多言語対応機能の開始に伴い、ePCT はもはや“パイロット”システムではなくなりました。

今回のリリースでは他にいくつか新機能が加わりました。ePCT サイトから他の WIPO オンラインサービスへ再度ログインすることなく直接移動可能、ePCT 出願のスクリーン上で複数の出願（すでに出願済みか否かにかかわらず）を選択可能で、選択した全ての出願のアクセス権を一度に管理可能、そして出願提出前の確認のためにアクション機能（訳者注：中間書類を ePCT 上で作成し提出する機能）によるドラフトのプレビューをダウンロード可能。

この最新のリリースの新機能についての詳細は、下記のリンク先をご覧ください。

http://www.wipo.int/pct/en/epct/pdf/epct_whats_new.pdf

官庁のための ePCT の新機能についての情報は次のリンク先にてご覧頂けます。

http://www.wipo.int/pct/en/epct/pdf/epct_office_whats_new.pdf

ePCT に関する詳細は、下記リンク先をご覧ください。ePCT スタートガイドもございます。

<https://pct.wipo.int>

ご不明な点は、下記 PCT 電子サービスヘルプデスクに又は ePCT のページの上部にある“お問い合わせ”からご連絡ください。

e-mail : epct@wipo.int
電話 : (+41-22) 338 9523

PCT-SAFE 更新

PCT-SAFE クライアントソフトウェア 新しいパッチのリリース

PCT-SAFE クライアントソフトウェア (2015 年 4 月 1 日付け Version 3.51.067.243) の新しいバージョンが次のサイトからダウンロードできます。

http://www.wipo.int/pct-safe/en/download/download_client.html

この新しいバージョンの詳細は上記ウェブサイトでご覧いただけます。

PCT 最新情報

BN : ブルネイ・ダルサラーム (管轄国際調査及び予備審査機関)
BW : ボツワナ (優先権の回復に適用される基準)
BY : ベラルーシ (インターネットアドレス、通信手段、手数料)
IS : アイスランド (E メールアドレス)
JP : 日本 (優先権を主張している先の国内出願に関する特別の規定)

日本国内法令(日本国特許法第 41 条及び第 42 条並びに日本国実用新案法第 8 条及び第 9 条)においては、日本国の指定を含み、日本国にて有効な先の国内出願の優先権の主張をする国際出願において、先の国内出願はみなし取下げになりますのでご注意ください。日本国特許庁は、2015 年 4 月 1 日以降に提出される国際出願の場合、そのような取下げは先の出願の出願日から 16 ヶ月の期限満了後に行われる旨、IB へ通知しました。なお、2015 年 4 月 1 日以前に提出された国際出願においては当該期限は先の出願の出願日から 15 ヶ月です。

先の国内出願の優先権を主張した国際出願の出願人がこのような結果を避けたい場合は、先の国内出願の自動的な取下げを回避するため、日本国の指定を取り下げる必要があります。

- 2015 年 4 月 1 日以降に提出された国際出願の場合 : 先の出願の出願日から 16 ヶ月の満了前、
- 2015 年 4 月 1 日以前に提出された国際出願の場合 : 先の出願の出願日から 15 ヶ月の満了前

(PCT 出願人の手引、附属書 B1(JP)が更新されました)

NZ : ニュージーランド (手数料)

調査手数料 (オーストリア特許庁、エジプト特許庁、欧州特許庁、連邦知的所有権行政局 (Rospatent) (ロシア連邦)、国立工業所有権機関 (ブラジル))

補充調査手数料 (連邦知的所有権行政局 (Rospatent) (ロシア連邦))

PCT 関連資料の最新／更新情報

作業文書

PCT 技術協力委員会

2015年5月26日～29日にジュネーブで開催される第28回PCT技術協力委員会（CTC）の作業文書は下記リンク先でご覧頂けます。

http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=36282

PCT 作業部会

2015年5月26日～29日にジュネーブで開催される第8回PCT作業部会の作業文書は下記リンク先でご覧頂けます。

http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=35593

PATENTSCOPE 検索システム

翻訳ツール

WIPOの機械翻訳ツール“Translation Assistant for Patent Titles and Abstracts（特許の名称及び要約のための翻訳支援）（TAPTA）”について*PCT Newsletter*2015年3月号でお知らせしましたが、特許文献の他の部分の翻訳を含むよう拡張されましたので、名称を“WIPO Translate（WIPO 翻訳）”に変更しました。

WIPO 翻訳は14の言語の組み合わせで利用でき、この翻訳ツールに特許のテキストを貼り付けることで、全ての特許文献の翻訳に利用可能です。

<https://www3.wipo.int/patentscope/translate/translate.jsf>

また、WIPO 翻訳はPATENTSCOPEにも導入されており、PATENTSCOPE 検索結果の翻訳にも利用でき、明細書と請求の範囲を中国語から英語に翻訳することも可能です。当機能を利用するためには、下記リンク先の“オプション”メニューの“翻訳”タブでWIPO 翻訳を有効にしてください。

<https://patentscope.wipo.int/search/en/search.jsf>

PATENTSCOPE 検索結果の翻訳には、他の翻訳ツールの利用も可能です。新しい“Machine translation（機械翻訳）”ボタンで、Google 翻訳、Bing/Microsoft 翻訳、Baidu 翻訳を選択できます。このボタンは“明細書”、“請求の範囲”、“全文”タブにおいても利用可能で、明細書及び請求の範囲をそれらの翻訳ツールがサポートする言語に翻訳できます。詳細は下記リンク先をご覧ください。

http://www.wipo.int/patentscope/en/news/pctdb/2015/news_0003.html

手数料の支払い請求に関する注意喚起

新たな請求書

PCT 出願人や代理人が WIPO 国際事務局からの通知ではない手数料請求書を受け取る事態について、*PCT Newsletter*において再三にわたって注意喚起を続けております。それらの手数料は PCT 制度における国際出願の処理とは何ら関係ありません。そして、この度、“WPTS - World Patent & Trademark Service”からの新たな請求書が確認されました。本請求書は、PCT ユーザが WIPO に通報した他の多くの例と共に以下のリンク先でご覧いただけますし、このような請求書に関する一般的な情報も同リンク先からご覧いただけます。

http://www.wipo.int/pct/en/warning/pct_warning.html

優先日から 18 ヶ月を経過した後速やかに全ての国際出願について国際公開を行うのは IB のみです (PCT 第 21 条(2)(a)参照)。国際公開に関する別個の手数料は存在しません。そして、国際公開の法的効果は PCT 第 29 条に規定されています。

PCT 出願人や代理人の皆様におかれましては、組織内の手数料支払い担当者やこのような請求書を受理する可能性がある出願人や発明者に注意を促してください。また、このような疑わしい請求書を受け取った場合には、国際事務局にご連絡いただければ幸いです。

電話番号： +41 22 338 83 38
 FAX 番号： +41 22 338 83 39
 電子メール： pct.legal@wipo.int

イスラエル特許庁が PCT Direct パイロットを開始

2015 年 4 月 1 日からイスラエル特許庁 (ILPO) は、受理官庁 (RO) 及び国際調査機関 (ISA) の資格において、“PCT Direct”の限定的なパイロットを開始しました。これは、2014 年 11 月に欧州特許庁が導入したサービスに似ています。ILPO の PCT Direct パイロットでは、RO/IL に国際出願を提出し、ILPO がすでに調査した先の出願に基づき優先権主張をする出願人は、先の出願で作成された調査見解で提起された異議に対して反論することができます。

RO/IL は、PCT Direct の書簡を受理したら、以下の要件が満たされている場合に限り、PCT Direct に基づき国際出願を処理します。

- 非公式コメントが当該国際出願とともに RO としての ILPO に対して提出されている
- ILPO が ISA として選択されている
- 当該国際出願が ILPO により調査された先の出願に基づく優先権を主張している
- PCT Direct の書簡と先の調査見解への応答が一つの PDF 形式の文書として提出され、“PCT Direct document”と PCT 願書様式 (様式 PCT/RO/101) の第 IX 欄の“other (その他)”に記載されている

ISA/IL の審査官は先の調査見解に対する応答に基づき国際調査報告と見解書を作成します。イスラエル国内出願の調査と審査結果を ISA/IL が国際段階で利用することができる場合は、調査手数料の 50%が払い戻されます。詳細は下記 ILPO のウェブサイトをご覧ください。

<http://index.justice.gov.il/En/Units/ILPO/Departments/PCT/News/Pages/PCTDirect.aspx>

実務アドバイス

(1) PCT Newsletter 2015 年 1 月号に掲載された実務アドバイスの誤植：国際調査機関の見解書で指摘された事項に応答するための非公式コメント提出に関する情報

PCT Newsletter 2015 年 1 月号に掲載された国際調査機関 (ISA) の見解書に対する非公式コメントに関する “実務アドバイス” に関します。優先日から 30 ヶ月を過ぎて国際事務局 (IB) により受領された非公式コメントは、“単に IB の一件書類に保存されるだけで、PATENTSCOPE には掲載されず (期限満了後に IB へ提出された他の文書と同様)” と記載がありました (当該記事の回答の 2 段落目を参照)。

国際出願の国際段階は優先日から 30 ヶ月後に終了しますが、そのような非公式コメントは PATENTSCOPE に掲載されますのでご注意ください。しかしながら、当該コメントは“ISA の見解書に対する非公式コメント”ではなく“出願人との通信”と表示されます。他の文書や書類、例えば PCT 規則 92 の 2 に基づく変更の記録の要請なども、IB は当該要請に対し何ら手続きを行うことができませんが、必要に応じ、文書／書類が期限満了後に受領されたことを表示し、その期限後でも PATENTSCOPE で閲覧可能となります。

(2) 受理官庁に対して出願人を代理する資格がない場合の通知のためのあて名の表示

Q: オランダに拠点を置く法人出願人 (住所及び国籍がオランダ) を代理して PCT 出願を提出する予定です。当方は米国にある当該企業の子会社の特許部に在籍する弁理士です。できれば受理官庁としての欧州特許庁 (EPO) に対して出願を提出したいのですが、米国に拠点のある当方が EPO に対し出願人を代理して行動できるのかどうか教えて下さい。

A: 国際出願が受理官庁としての欧州特許庁 (RO/EP) へ提出されるのであれば、出願人が欧州特許条約 (EPC) の締約国の何れかの国に住所又は主要な事業所を有する場合は、EPO は、出願人が受理官庁としての EPO に対し代理人を選任することを要求しません。

しかし、代理人が選任されるのであれば、代理人は以下の者に限られます。

- EPO が備える該当名簿に登録されている職業代理人
(<http://www.epo.org/applying/online-services/representatives.html> を参照)、又は、
- 欧州特許条約の締約国の 1 国において特許に関し手続を行う資格を有し、かつ、当該国に営業所を有する法律実務家

上記の EPO に対する代理人の条件の何れにも合致しない場合は、出願人は RO/EP に対して出願人を代理する資格のある別の代理人を選任するか、PCT 規則 4.4 (d) に従い、資格のある代理人を選任しないことを条件に、通知のためのあて名として願書様式に記載することが可能です (願書様式の第 IV 欄に氏名及びあて名を記載し、“通知のためのあて名”を選択する)。RO に対して出願人を代理する資格がないにもかかわらず、願書様式に“代理人”として記載された場合には、RO は何れの場合においても、“代理人”の表示を職権により削除し、代わりに“通知のためのあて名”と表示する旨ご注意ください (PCT 受理官庁ガイドラインの paragraph 117 を参照)。

通知のためのあて名の利点は、あて名はどこであっても可能であり、特定の国に縛られないことです (PCT に拘束されていない国であっても可能です)。通知のためのあて名に記載された者には、通常出願人又は代理人へ送られる国際段階での国際出願に関する全ての通知が

送付され、出願に関する支払いをすることも可能です。

しかしながら、通知のためのあて名に記載された場合、出願人の代理人として行動する資格がないことにご注意ください。RO 又は国際機関への何れの提出にも出願人（又は複数の出願人がいる際は共通の代表者とみなされた者）による署名が必要となります。特定の手続の期限が迫っているのであれば、出願人の署名を得るのに時間のかかることが問題になる可能性もあることにご注意下さい。

RO/EP に関して、2014 年 11 月 1 日に当該官庁は、代理人が選任されていない場合に提出された国際出願において出願人によって与えられる通知のためのあて名に関する特定の規制を緩和するよう実務を変更しました。これらの変更には、EPC 締約国の通知のためのあて名の規制解除を含み、その結果現在は通知のためのあて名は如何なる国の如何なる者でも可能になりました。EPO の改訂された実務の詳細については、下記のリンク先の“職業代理人又は代理人がない場合の EPO に対する手続における通知のためのあて名の使用に関する 2014 年 9 月 4 日付け欧州特許庁の通知”をご覧ください。

<http://www.epo.org/law-practice/legal-texts/official-journal/2014/10/a99/2014-a99.pdf>

国際段階における代理人の選任に関する他の PCT 受理官庁の要件については *PCT 出願人の手引*の附属書 C を、国内段階における代理人の選任に関する指定（又は選択）官庁の要件については、*PCT 出願人の手引*の関連する国内段階を下記リンク先にてご参照下さい。

<http://www.wipo.int/pct/en/appguide>

以下の情報の一覧

PCT セミナーカレンダー、PCT ウェビナー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧